

### 亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会委員の任期の変更について

「亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会設置要綱」に基づく、亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会の委員の任期について、令和4年度からの委員の任期を2年から3年に変更します。

#### <変更の理由>

委員の任務は、(1) 計画策定に関すること、(2) 計画推進に関することです。一方で、介護保険計画は1期3年の計画であるため、1年目に前期計画の評価、2年目に次期計画に向けた調査、3年目に次期計画の策定といったサイクルで策定を行っています。そのため、委員の任期が計画策定のサイクルと一致しておらず、計画を策定することなく任期が終了する委員もおられます。(下図参照)

#### <メリット>

次期計画の調査、次期計画の策定、前期計画の評価を1サイクルとし任期中に計画の策定まで行うとともに、各年度評価と合わせて前期計画の評価まで一連の流れで行うことができます。

(図) 計画策定と委員の任期の関係

第7期			第8期			第9期			第10期
H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
前期計画の評価	次期計画の調査等	次期計画の策定	前期計画の評価	次期計画の調査等	次期計画の策定	前期計画の評価	次期計画の調査等	次期計画の策定	前期計画の評価
任期 2年		任期 2年		任期 2年		任期 2年		任期 2年	
			任期 3年			任期 3年			

※ なお、これまでと同様に任期途中で交代することを妨げるものではありません。